

議案第 39 号

令和 2 年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算(第 5 回)について  
地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、山陽小野田市介護保険特別会計  
予算を次のとおり補正する。

令和 3 年 3 月 10 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

令和 2 年 度

山陽小野田市介護保険特別会計補正予算

(第 5 回)

## 令和２年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第５回）

令和２年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

### （繰越明許費）

第１条 地方自治法２１３第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第１表 繰越明許費」による。

# 第1表 繰越明許費

(単位：千円)

| 款     | 項       | 事業名            | 金額    |
|-------|---------|----------------|-------|
| 1 総務費 | 1 総務管理費 | 介護保険業務システム改修事業 | 5,067 |